

有機農産物生産に使用する肥料及び土壌改良資材の

適正製造に係る認証基準

第7版

2018年11月21日(2018年4月 JAS 法改正対応)

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

<http://www.yu-ki.or.jp>

版	作成日	適用
第1版	2009年6月23日 8月暫定基準の公開討議開始	暫定基準
第2版	2010年1月23日公開討議開始 2010年4月3日基準委員会決定	表示の項改訂 監査、公表、取り消し、認証料金 などの項追加
第3版	2010年4月10日—2010年5月 10日  2010年7月8日	手数料の確認方法 各種申請書式 製品の登録についての手順 などを追加  Ⅶの2.2項に製造工程図を明記
第4版	2011年8月16日	Ⅵの2.2項の表示事項に製品登録 番号を追加  Ⅶの2.4項に製品登録番号を追加 Ⅶの2.5項 情報の適正な開示を 追加  Ⅸの5を追加
第5版	2015年10月1日	Ⅷとして認証の承継の項目を追 加、それに伴いⅩ取り消し及びⅩ Ⅳ公表の項に当該関連を追加。な お、承継の項をⅧとして挿入した ため、それ以降の項目番号は繰り 下げた。
第6版	2016年6月10日	ⅩⅣ認証の更新の手順を追加。そ れに伴い、Ⅴ取り消しの項に7を 追加、ⅩⅤ公表の項に認証更新を

有機肥料等の適正製造工場の認証基準 第7版

		追加した。 認証書を認証証に改める。
第7版	2018年11月21日	2018年4月のJAS法の改正に対応

この基準は、有機農産物生産に使用する肥料及び土壌改良資材を製造する工場（以下単に製造工場という）が特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会から認証を受けるために必要な基準について定めたものである。

## I、基本原則

製造工場は、有機農産物の日本農林規格に適合する肥料及び土壌改良資材（以下単に「適合肥料等」という）の製造にあたって、以下の原則を維持していること

### 1. 環境への負荷の軽減、再生できない資源の使用を最小にすること

有機農産物は、農業が環境に及ぼす負荷をできるだけ低減した栽培方法を採用した圃場において生産されることを基本としている。したがって、使用される資材は、その製造、製造にともない発生する廃棄物の処理、使用及び廃棄のすべての過程において、環境への負荷を最小にすることが意図されなければならない。

原材料として使用される資材は、農、畜、水産業、食品工場などの副産物に由来するものを基本とし、もって資源の循環に寄与し、再生できない資源の使用は最小限にすることが意図されなければならない。

### 2. 有機農産物の日本農林規格への適合性の確保

製造に使用される原料、製品の製造方法及び製品は、有機農産物の日本農林規格に適合していなければならない。

### 3. トレーサビリティの確保

原材料の由来及び生産から製造、製品に至るまで、記録による追跡が可能でなければならない。

### 4. 製品の表示の適正な実施

製品の表示は、品質表示基準等にもとづき適切に実施されなければならない。

### 5. 関連法規の遵守

製品及び製造に係る関連法規は、遵守されなければならない。

## II、製造工場の施設及び組織・体制

### 1. 製造工場は、肥料及び土壌改良資材の製造に必要な施設及び設備、並びに組織・体制を有していなければならない。

### 2. 製造工場は、適合肥料等の製造において、有機農産物の日本農林規格に関する十分な知識を有する製造責任者及び担当者を配置しなければならない。

### 3. 製造工場は、内部監査を実施するための適切な体制を有していなければならない。

## III、適合肥料等の設計及び製造

### 1. 製造工場は、適合肥料等の設計、製造及び販売に係る手順書を整備することとし、

その手順書には、最低以下の項目を含むものとする。

- ① 製品の設計に関すること
  - ② 原材料の適合性確認、入手及び保管に関すること
  - ③ 製品の製造に関すること
  - ④ 製造に関する機械、設備の管理に関すること
  - ⑤ 並行生産ラインの場合は、有機農産物の日本農林規格に適合しない資材の混入防止に関すること
  - ⑥ 製品の品質の確認に関すること
  - ⑦ 製品の一時保管及び出荷に関すること
  - ⑧ 廃棄物の処理に関すること
  - ⑨ 製造が環境に及ぼす影響の軽減に関すること
  - ⑩ 製品に対する利用者の意見、要望の収集、反映に関すること
2. 製造工場は、定められた手順にしたがって設計及び製造を行うものとする。

#### IV、品質管理

1. 製造工場は、製品が設計通りの品質を維持していることを測定し、管理しなければならない。測定及び管理の範囲には、以下の内容を含むものとする。
  - ① 使用している原料の適合性
  - ② 製造の方法
  - ③ 表明されている製品の成分、効果等の品質
  - ④ 製品の表示
2. 製造工場は、製品に対するクレームへの対応、製品のリコールなどについての手順を確立していなければならない。
3. 製造工場は、内部監査の手順を確立していなければならない。

#### V、記録の作成と保管

製造工場は、原材料の入手から製品の製造、保管、出荷にいたる一連の記録を作成し、製品に対する問い合わせなどが見込まれる期間に加えて1年以上の間保管するものとする。記録は、トレースバック及び出荷先までのトレースフォワードが可能なものでなければならない。

#### VI、表示

1. 認証を受けた工場は、製品に有機農産物の日本農林規格別表1に適合した肥料もしくは土壌改良資材であることを表示する場合には、当該製品ごとに「有機農産物の日本農林規格別表1」に適合しているかどうかの審査を受け、本会の適合品リスト

に登録されなければならない。

2. 表示は、以下の通りとする。

2.1 有機農産物の日本農林規格別表1に適合する旨の表示

以下のいずれかの文言を使用する。

「有機農産物の日本農林規格別表1 適合」

「有機農産物日本農林規格別表1 適合」

「有機農産物 JAS 規格別表1 適合」

「有機栽培に使用可能」

「オーガニック生産に使用可能」

2.2 認証番号及び製品登録番号

2.1 項の表示を行う場合は、必ず認証番号及び製品の登録番号を近接した見やすいところに付記しなければならない。付記の仕方は、以下のいずれかとする。

「日本有機農業生産団体中央会認証 認証番号 ○○○○○○○○○○」

「有機中央会認証 認証番号 ○○○○○○○○○○」

「製品登録番号 ○○○○」

2.3 認証ロゴ

2.1 項及び 2.2 項の表示を行う製品には、認証ロゴを表示することができる。認証ロゴは、別記様式1に定める。認証ロゴを表示する場合は、認証番号を認証ロゴの下部に表示しなければならない。

2.4 法規制の遵守

製品の表示にあたっては、肥料取締法、地力増進法などの関連法規で定められた、適切な品質表示を行わなければならない。

VII、認証の取得方法

1. 認証を受けることを希望する製造工場は、申請を行い、書類審査及び実地検査を受け、審査に合格することを必要とする。なお、初回の申請にあたっては、製品について異なる3つ以上の地域からの利用者の推薦がなければならない。

2. 審査方法

審査の方法は、書類審査と実地検査とする。ただし、認証を取得した工場が、認証の有効期間内にあらたな製品を申請する場合には、書類審査で適否を判定し、登録することが

できる。

## 2.1 申請書

申請書は、別記様式2の通り。

申請書に添付すべき事項は、以下の通り。誓約書以外のそれぞれについて様式は定めない。A4版の用紙を使用すること（ただし、地図、図面等でA4版ではわかりにくい場合は、この限りでない）。

<添付書類>

- ① 誓約書（別記様式3）
- ② 推薦書（3通以上）
- ③ 製造を行う施設、設備に関すること
- ④ 製造工場の組織・体制に関すること
- ⑤ 製造責任者及び担当者に関すること
- ⑥ 手順書
- ⑦ 製品に関すること
- ⑧ 製品の製造に係る必要な証明の写し

## 2.2 製品を登録するための申請

申請は、別記様式4の「製品登録申請書」を使用して行う。

製品登録申請書に添付すべき書類は、以下の通り。それぞれについて様式は定めない。

A4版の用紙を使用すること。なお、製造方法や製造ラインが工場の認証を受けた内容と異なる場合は、書類審査だけで登録することはできない。

<添付書類>

- ①製品の仕様及び表示予定
- ②当該製品の製造工程図
- ③申請する肥料等の肥料取締法にもとづく登録証もしくは届出書
- ④原料の適合性を確認できる書類

## 2.3 認証書証

書類審査及び実地検査に合格し、認証を受けた事業者には、別記様式5の認証書証を交付する。

## 2.4 登録通知書

製品を登録するための審査に合格し、有機農産物の日本農林規格別表1に適合することが確認された資材については、適合品リスト（「有機農産物JAS規格別表1適合資材リスト」）に登録し、事業者には「製品登録通知書」（別記様式6）を交付する。製

品登録通知書の通知番号を当該製品の登録番号とする。

## 2.5 適切な情報の開示

認証を希望する事業者に対して本会は、適切な情報の開示を求める。申請者側の事情により適切な情報の開示が得られない場合は、審査を打ち切る。監査などでそうした事態が発生した場合には、認証効力の停止、認証の取り消しを行うことができる。

## VIII、認証の承継

認証を受けた製造工場が他社との合併等により、事業体に変更される場合の認証の承継は次の手続きによるものとする。

1. 認証の承継を行おうとする新事業体は下記の内容を記載した認証承継申請書を新旧対照表を添えて本会宛に提出するものとする。

- (1) 新事業体の名称
- (2) 新事業体の当該業務の代表者名
- (3) 新事業体の所在地
- (4) 認証工場及びその施設・設備に係る変更がある場合はその変更内容
- (5) 認証工場の組織・体制に係る変更がある場合はその変更内容
- (6) 製造責任者及び担当者の変更がある場合は新任者の氏名（この場合、略歴書を添付するものとする）

2. 認証の承継の承認は、1項の変更内容により、書類審査及び必要な場合（特に前項（4）（5）の場合等）実地検査を行い、決定するものとする。その他の手続きはIV認証の取得方法の項に準ずるものとする。

3. 前項の審査の結果、適合性が継続的に確保されていると判定された場合、新事業体に認証を移行するものとする。

## IX、認証機関の守秘義務

認証を行う機関は、認証審査で知り得た事項を、認証審査の目的以外に使用してはならない。

## X、認証の取り消し

以下の場合、本会は、認証を取り消しことができる。

1. 本会の登録を受けていない製品に、本会の認証を示す表示を行った場合。
2. 有機農産物の日本農林規格別表1に適合しない肥料及び土壌改良資材に対して、有機栽培に使用できる旨もしくは意図的に紛らわしい表示を行った場合。
3. 本会の改善指摘に対して、適切に対応しない場合。
4. この認証及び本会の信用を著しく傷つけた場合。

5. 事業者側の理由により審査に必要な情報が入手できない場合。
6. 前項（Ⅷ）において、適合性の継続が認められない場合。
7. XIVにおいて実地検査に不合格で改善の余地がないと判断される場合。

#### X I、賠償請求

認証を受けた工場の虚偽、過失などにより損害が発生した場合は、本会は賠償請求を行うことができる。

#### X II、認証の有効期限

認証の期限は、3年（暫定）とする。ただし、監査においてこの基準への適合性の確保が困難と判断された場合は、認証の効力を停止する。

#### X III、監査

認証を受けた工場は、年に1回以上本会の監査を受けなければならない。監査は、以下の通りとする。監査は、書類審査と実地検査により行う。

##### 1. 定期監査

おおむね年に1回、定期的を実施する。

##### 2. 臨時監査

有機農産物の日本農林規格別表1に適合しない肥料及び土壌改良資材が適合品として出荷される恐れ、疑惑その他の不適切な状態が見られるなど、本会が監査を必要と判断した場合に実施する。

#### X IV、認証更新

1. 認証の期限が過ぎても認証を継続・維持したい場合は、期限の3か月前までに認証更新の申請を行わなければならない。この申請書は別記様式8のとおりで、申請書の記載内容により必要な場合、添付書類を添えて提出するものとする。必要な添付書類は、Ⅶの2.1に準じ、①と②を除き以下の通りとする。

<添付書類>

~~① 誓約書（別記様式3）~~

~~② 推薦書（3通以上）~~

③ 製造を行う施設、設備に関すること

④ 製造工場の組織・体制に関すること

⑤ 製造責任者及び担当者に関すること

⑥ 手順書

⑦ 製品に関すること

⑧ 製品の製造に係る必要な証明の写し



- 2.更新審査方法は、提出された認証更新申請書及び添付書類による書類審査と実地検査とする。
- 3.更新審査に合格したら、更新した認証証を交付する。

#### XV、公表

1. 認証及び、認証の承継及び認証の更新を行った場合には、以下のことを公表する。
  - 認証・承継・認証更新を行った肥料工場の名称及び認証番号
  - 認証・承継・認証更新を行った肥料工場の所在地
  - 登録した肥料等の名称（肥料取締法にもとづく登録を行っている場合には、肥料取締法にもとづく登録番号を含む）
2. 認証を取り消した場合は、以下のことを公表する。
  - 認証を取り消した肥料工場の名称及び認証番号
  - 認証を取り消した肥料工場の所在地
  - 登録を抹消した肥料等の名称及び不適切となった生産ロットを特定できる情報
3. 認証の効力を停止した場合は、以下のことを公表する。
  - 認証の効力を停止した肥料工場の名称及び認証番号
  - 認証の効力を停止した肥料工場の所在地
  - 認証の効力停止に伴い登録を抹消した肥料等の名称及び不適切となった生産ロットを特定できる情報
4. 公表は、本会のホームページ上に行う。

#### XVI、認証料金

1. 認証料金は、有機加工食品の生産行程管理者の認証手数料の大規模工場もしくは普通の工場の基準費用を、その規模に応じて準用する。支払い方法も、有機加工食品の生産行程管理者の場合に準じるものとする。年次監査及び更新審査も同様とし、年次調査の費用を準用する。
2. 申請者は、認証審査の結果に係らず、審査を受けた場合に前項の手数料を支払わなければならない。
3. 所定の認証料金の支払いがない場合には、審査の中止、認証効力の停止及び認証を取り消すことができる。

#### <認証料金の確認方法>

有機中央会のホームページに公表されています。以下のところで有機加工食品の生産行程管理者の料金表を見てください。家内工場の基準は適用になりません。

- 料金表

<http://www.yu-ki.or.jp/tejun/ryokin.htm>

以上

別記様式1 認証を受けていることを示す認証マーク

## 有機肥料工場の認証マーク



このマークは、有機農産物の認証業務を行う登録認証機関である日本有機農業生産団体中央会が、この製品を製造している工場と製品の製造方法を検査して、有機農産物の日本農林規格別表1に適合することを認め、認証した製品であることを示すマークです。認証した工場の登録した製品にのみ使用が許されます。

### 日本有機農業生産団体中央会認証

認証番号 ○○○○○○○○○○